

## 第3章 水質汚濁対策

### 第1節 法律、条例に基づく規制

#### 第1 規制の概要

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水水について規制を行っている。

1日当たりの最大排出量50m<sup>3</sup>/日以上を排出する特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することとなっている。

1日当たりの最大排出量50m<sup>3</sup>/日未満の排水を排出する特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあつては、それぞれ水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設及び届出施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされているほか、特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例においても許可を要することとされており、公共用水域における汚濁負荷量の増加について厳しく事前の審査を行うこととしている。

また、上乘せ条例により、水質汚濁防止法に定める排水基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において汚水に係る規制基準を設定して規制を行っている。瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

なお、昭和54年5月8日水質汚濁防止法施行令が改正され、新たに特定施設として病院（病床数300以上のもの）におけるちゅう房施設、洗浄施設等及び一般廃棄物処理施設（焼却能力1日5トン以上のもの）における焼却施設が追加された。

#### 第2 施設設置の現況

##### 1 施設設置の許可及び届出件数

昭和54年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表3-1のとおりである。

## 2 特定（届出）施設の設置工場・事業場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、昭和55年3月31日現在  
5,482か所であり、これを水域別、業種別にみると表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定（届出）施設の

許可及び届出状況（昭和54年度）

(1) 瀬戸内海法に基づくもの

種別	府・市		
	大阪府	大阪市	合計
設置許可	103件	件	103件
使用届出	35	2	37
構造変更許可	127		127
構造変更届出			
氏名変更届出	184	7	191
汚染状態変更届出	13		13
廃止届出	55	5	60
承継届出	29		29
鉱山等使用届出			
合計	546	14	560

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市									
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出	96件	7件	16件	51件	2件	1件	14件	43件	5件	235件
使用届出	30		4	38			4	14		90
構造変更届出	43	2	13	16	2	1	4	21	5	107
氏名変更届出	63	3	23	10	3	6	22	9	11	150
廃止届出	49	3	4	13	5	3	4	11	1	93
承継届出	24			2	1			4	1	32
合計	305	15	60	130	13	11	48	102	23	707

(3) 府公害防止条例に基づくもの

種別	府・市									
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出	141件	4件	38件	71件	1件	8件	25件	67件	6件	361件
使用届出	26		5	40			7	17		95
構造変更届出	119	4	66	22	2	6	22	33	14	288
氏名変更届出	148	11	55	12	1	21	43	15	33	339
廃止届出	65	7	19	18	2	9	16	20	7	163
承継届出	23		5	3		9	3	0	4	53
事故届出										
事故完了届出										
設置許可	19						6		10	35
合計	541	26	188	166	6	53	122	158	74	1,334

表3-3-3-2 法律及び府公害防止条例の対象工場・事業場数

(昭和55年3月31日現在)

区分	水質		淀川	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	寝屋川	大阪市内 河川	大和川 (上流)	大和川 (下流)	泉 (上水源)	泉 (一般)	州 (臨海)	計
	適用	規制											
瀬戸内	16	34	16	55	96	104	26	18	184	20	553		
政令市	79	3	79	52	95	99	25	18	181	20	539		
市	76	3	76	118	124	2	25		76	33	474		
計	95	37	95	173	220	14	106	18	260	53	1,027		
水質汚濁防止法	92	36	92	170	216	10	47	18	257	52	999		
大阪府	58	111	58	108	410	349	44	121	860	18	2,079		
市	13	9	13	21	74	173	15	20	203	5	533		
計	195	1	195	235	701	23	83		392	30	1,661		
大阪府	26		26	48	147	9	14		57	10	311		
市	253	112	253	343	1,111	23	350	121	1,252	48	3,740		
計	39	9	39	69	221	9	173	29	260	15	844		
府	12	23	12	24	66	78	16	55	90	14	378		
市	2	6	2	11	17	39	4	5	21	4	105		
計	42		42	52	177	17	4		25	20	337		
大阪府	17		17	19	27	5			6	8	82		
市	54	23	54	76	243	17	78	55	115	34	715		
計	19	6	19	30	44	5	39	5	27	12	187		
大阪府	86	168	86	187	572	531	86	194	1,134	52	3,010		
市	31	48	31	84	186	311	40	43	405	29	1,177		
計	316	4	316	405	1,002	54	112		483	83	2,472		
大阪府	119	3	119	185	295	24	36		139	50	853		
市	402	172	402	592	1,574	54	198	194	1,627	135	5,482		
計	150	51	150	269	481	24	76	43	544	79	2,030		

(注) 1 政令市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で業務委任されている8市をいう(以下②～④の表について同じ)。  
 2 適用欄は最大排水量50m<sup>3</sup>/日以上工場・事業場数を示す(ただし、瀬戸内海法第5条第1項に基づく政令で定められるものを除く)。  
 3 規制欄は排水基準の適用を受ける工場・事業場数を示す(以下②～④の表について同じ)。  
 4 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内海法適用工場・事業場以外の工場・事業場数を示し、府公害防止条例に係るものは同条例に基づく届出施設設置工場・事業場のうち法律適用工場・事業場を除く工場・事業場数を示す(以下③及び④の表について同じ)。

(2) 瀬戸内海法に基づくもの

業種	水 境			神 崎 川 上 流			神 崎 川 下 流			屋 川			大 阪 府 委 任 市 内 河 川			大 和 川 上 流					
	大 阪 府 委 任 市 対 象	規 制 用 量	規 制 用 量	大 阪 府 委 任 市 計	規 制 用 量	規 制 用 量	大 阪 府 委 任 市 計	規 制 用 量	規 制 用 量	大 阪 府 委 任 市 計	規 制 用 量	規 制 用 量	大 阪 府 委 任 市 計	規 制 用 量	規 制 用 量	大 阪 府 委 任 市 計	規 制 用 量	規 制 用 量			
食 料 品 製 造 業	2	2	6	6	8	8	1	1	1	6	6	11	17	17	4	4	11	15	15		
織 機 製 品 製 造 業	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	6	6	18	18	
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業															4	4					
パ ー ル ・ 装 飾 加 工 品 製 造 業																					
出 版 ・ 印 刷 業	1	1	1	1	1	2	2	3	3	2	2	1	1	3	3	3	3	3	3	6	
化 学 工 業	1	1	1	3	4	4	1	1	4	4	7	7	11	11	4	4	11	15	15	15	
右 田 又 は 石 炭 製 品 製 造 業																					
ゴ ム 製 品 製 造 業																					
皮 革 業																					
器 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	1	1	5	5	6	6															
鉄 鋼 業	1	1	2	2	3	3															
非 鉄 金 属 製 造 業	3	3	3	3	3	1	1	1	8	8	3	3	11	13	13	24	24	37	37	37	
金 属 製 品 製 造 業	3	3	3	3	3	2	2	2	5	5	8	8	13	13	11	11	11	22	22	22	
機 械 器 具 製 造 業	3	3	3	3	3	2	2	2	5	5	8	8	13	13	11	11	11	22	22	22	
製 造 業 一 般															3	3	3	3	6	6	
ガ ス 供 給 業																					
家 畜 飼 養 施 設	1	1	1	1	1	1	1	1							2	2	2	2	2	2	
洗 たく 業	1	1	1	1	1	1	1	1						5	5	5	1	3	3	4	
自 動 式 洗 車 施 設	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	4	4	1	1	5	5	6	6	6	
水 道 施 設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	3	3	
旅 館 業																					
旅 験 ・ 研 究 機 関	3	3	4	4	7	7	2	2	3	3	2	2	5	5	7	7	2	2	9	9	
し 尿 処 理 施 設	4	4	42	42	46	46	21	21	3	3	24	24	17	17	62	62	79	79	18	18	
下 水 道 終 末 処 理 施 設																					
給 食 業																					
産 婦 養 護 院 施 設																					
一 般 養 護 院 施 設																					
一 般 養 護 院	2	2	2	2	2	2	1	1	1	3	3	2	2	1	1	2	2	3	3	2	
一 般 養 護 院	6	6	5	5	5	5	6	6	6	6	2	2	3	3	5	5	5	5	5	5	
の 他																					
合 計	16	16	79	76	95	92	34	33	3	3	37	36	55	52	118	118	173	170	96	95	
																					124
																					121
																					220
																					216
																					14
																					10
																					14
																					10
																					104
																					99
																					2
																					2
																					106
																					101

(昭和55年3月31日現在)

水城 府・委任市	大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨海			合計		
	大阪府 適用	委任市 適用	計	大阪府 適用	委任市 適用	計	大阪府 適用	委任市 適用	計	大阪府 適用	委任市 適用	計	大阪府 適用	委任市 適用	計
業種	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用	規 制 用
食料品製造業	3	3	1	1	1	5	4	9	9	2	2	1	3	3	33
繊維製品製造業	2	2	3	3	3	56	30	86	86						80
木材・木製品製造業															5
パルプ・紙加工品製造業															11
出版・印刷業															11
化学工業															3
石油又は石炭製品製造業															14
ゴム製品製造業															4
皮革業															2
窯業・土石製品製造業															2
鉄業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
非鉄金属製造業															2
金属製品製造業	4	2	1	6	5	1	1	5	8	13	13	2	3	5	39
機械器具製造業	5	5	1	6	6										39
製造業一般															43
電気・熱供給業															42
電気・熱供給施設	4	4													82
廃たく業	1	1													81
自動車洗車施設															54
水道施設															5
派福業	2	2	2												9
試験・研究機関	2	2													4
下水道処理施設	2	2	13	15	15	10	10	55	15	15	70	70	1	1	15
下水処理施設															2
給食業															2
産業廃棄物処理施設															4
一般廃棄物処理施設	1	4	4	5	4	1	1	11	4	15	15				6
その他	1	1	1	1	1		1	1	1	2	2	1	4	3	18
合計	26	25	25	51	47	18	18	184	181	76	260	257	20	33	53
															52
															53
															474
															460
															1,027,999

(3) 水質汚濁防止法に基づくもの

業種	水城			神崎川上流			神崎川下流			養屋川			大坂市内河川			大和川上流			計													
	大坂府 府・委任市	大坂府 委任市	計	大坂府 委任市	大坂府 委任市	計	大坂府 委任市	大坂府 委任市	計	大坂府 委任市	大坂府 委任市	計	大坂府 委任市	大坂府 委任市	計	大坂府 委任市	大坂府 委任市	計														
食料品製造業	6	1	39	45	1	6	2	6	2	13	2	20	33	2	45	1	97	5	142	6	48	5	48	5								
繊維製品製造業	1																															
木材・木製品製造業																																
印刷業																																
出版・印刷業																																
化学工業	4		2	8	2																											
石油又は石炭製品製造業																																
ゴム製品製造業																																
皮革業																																
窯業・土石製品製造業	3	4	7	12																												
鉄鋼業	1	3	1	4	1																											
非鉄金属製造業	5	2	2	7	2																											
金属製品製造業	1																															
機械器具製造業	2	1	2	4	1	2	1	2	1	8	3	12	3	20	6	10	2	25	12	35	14											
製造業一般																																
ガス供給業																																
家畜飼養施設	4	20	24	29																												
洗たく業	2	30	1	32	1	7	1	7	1	2	35	37	64	1	143	207	1															
自動式洗車施設	14	1	40	1	54	2	12	1	12	1	34	77	5	111	5	96	3	82	4	178	7											
水運施設	2	3	5	1																												
旅館業	3	14	17	29	1																											
試験・研究機関	3	1	5	3	8	4	1	4	1	6	2	9	6	15	8	5	3	1	11	6												
し尿処理施設	5	5	21	16	26	21	3	3	3	7	23	16	30	23	27	26	27	22	54	48												
下水道排水処理施設	1	1	2	2	3	3																										
給食業																																
産業廃棄物処理施設	1																															
一般廃棄物処理施設																																
病院																																
その他	4		4	1																												
合計	58	13	195	26	253	39	111	9	1	112	9	108	21	235	48	343	69	410	74	701	147	1,111	221	23	9	23	9	349	173	1	350	173

(昭和55年3月31日現在)

業種	水城			大和川下流			泉州上水源			泉州一般			泉州臨海			合 計											
	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計	大阪府 市	委任市 計	大阪府 計									
食糧品製造業	7	22	1	29	1	33	1	69	164	1	253	13	247	6	500	19											
繊維製品製造業	1						2	1	61	25	29	12	90	37													
木材・木製品製造業																3	1	4	2	5	1	9	3				
パルプ・紙加工品製造業								1																			
出版・印刷業											1																
化学工業	1	2	3	1	1	4	1	4	1	8	2	1	6	1	7	2	21	8	38	8	59	16					
石油又は石炭製品製造業																											
ゴム製品製造業																											
皮革業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
窯業・土石製品製造業	1	5	6	8	8	33	1	5	1	38	2	5	7	1	12	1	111	8	50	3	161	11					
鉄鋼業	2	2	2	1	2	1	131	40	1	3	4	152	49	23	2	175	51										
非鉄金属製造業	1	1	1	1	1	1	1	2	3	2	2	2	2	2	2	19	10	18	4	37	14						
金属製品製造業	12	6	5	1	17	9	3	1	28	11	20	4	48	15	2	8	4	10	4	151	71	252	93	403	164		
機械器具製造業	3	13	13	13	13	78	74	7	3	84	77	1	1	1	1	125	102	47	18	172	120						
製造業一般												1	1	1	1	7	1	14	8	21	9						
ガス供給業																											
家畜飼養施設	3	9	12	14	14	27	1	62	89	1																	
洗たく業	2	13	15	13	79	41	120																				
自動車洗車施設	5	11	16	15	81	2	37	118	2	1	1	1	1	2	1	331	71	248	11	579	82						
水道施設	1	1	1	1	1	2	2																				
旅館業	1	2	3	13	176	71	247	1																			
試験・研究機関	1	1	1	1	2	2	10	6	13	6	23	12															
し尿処理施設	4	4	10	14	1	1	45	38	29	28	74	66	2	2	2	2	118	110	110	92	228	202					
下水道排水処理施設	1	1	1	1	2	2	2	2	4	4	1	1	1	1	2	2	9	9	26	26	35	35					
給食業																											
産業廃棄物処理施設																											
一般廃棄物処理施設																											
病院																											
その他																											
合計	44	15	83	14	127	291	20	121	20	860	203	392	57	1,252	260	18	5	30	10	48	15	2,079	533	1,661	311	3,740	844



(4) 府公害防止条例に基づくもの

業種	水城			神崎川上流			神崎川下流			寝屋川			大阪市内河川			大和川上流												
	大阪府			大阪府			大阪府			大阪府			大阪府			大阪府												
	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計	規 出	規 出	計										
食品製造業	2	1	16	4	18	5	4	6	3	15	5	21	8	11	3	28	5	39	8	11	4	4	11	4				
繊維製品製造業																												
木材・木製品製造業			1		1					1		1		1		1												
パルプ・紙・紙加工品製造業																												
出版・印刷業										2		1	3															
化学工業	1	8	6	9	6	5	2	5	2	3	1	10	4	13	5	22	7	41	7	63	14							
石油又は石炭製品製造業																												
石油製品製造業										2	2	2	2	2	2	1												
ゴム製品製造業																												
皮革業																												
窯業・土石製品製造業			4	1	4	1	1			4		4		5		12	4	17	4									
鉄業																												
非鉄金属製造業	1			1	1		1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
金属製品製造業	1	1		1	1		1			4	1	4	1	3		6		9										
機械器具製造業										1	1	4	4	5														
製造業一般	6	5	2	11	2	8	3	8	3	7	4	8	2	15	6	7	1	60	4	67	5	2	2	10	8	10		
ガス供給業																												
洗濯たく業	1			1	2		2																					
自動車洗車施設																												
水道施設																												
旅館業																												
試験・研究機関																												
下水道処理施設																												
下水処理場																												
給食業	6	3	6	3				3	2	1	5	1	10	4	17	6	27	10										
産業廃棄物処理施設			1	1																								
一般廃棄物処理施設																												
病院																												
その他																												
合計	12	2	42	17	54	19	23	6	23	6	24	11	52	19	76	30	66	17	177	27	243	44	17	5	17	5	78	39

(昭和55年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合計														
	府・委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市														
	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計													
食料品製造業	7		7	1	1	17	2	2	19	4	1	1	2	2	60	14	62	17	122	31					
繊維製品製造業			43	2	40	9	1	41	10										89	12	2	1	91	13	
木材・木製品製造業																									
紙・紙加工品製造業																									
出版・印刷業																									
化学工業	3		3	1																					
石油又は石炭製品製造業																									
ゴム製品製造業																									
皮革業																									
窯業・土石製品製造業			2	1	8	1	1	9	1	2	1														
鉄鋼業	1																								
非鉄金属製造業																									
金属製品製造業																									
機械器具製造業	1		1	1																					
製造業一般	1		1	1																					
ガラス供給業																									
家畜飼養施設	1		2	4																					
洗たく業																									
自動式洗車施設																									
水道施設																									
旅館業																									
試験・研究機関																									
し尿処理施設																									
下水道料未収理施設																									
給食業	2		2	2	1																				
産業廃棄物処理施設																									
一般廃棄物処理施設																									
病院																									
その他																									
合計	16	4	20	55	5	50	21	25	6	115	27	14	4	20	8	34	12	378	105	337	82	715	187		

### 第3 検査指導状況

府並びに大阪市等8市の政令市においては、昭和54年度には延べ5,411の工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善等排水基準の遵守について指導を行った。

このうち排水基準に適合しないおそれのある6工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発して汚水処理施設等を改善させた。

昭和54年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表3-3-3のとおりである。

表3-3-3 立入検査状況 (昭和54年度)

水域	工場数 府・委 任市	立 入 検 査 工 場 ・ 事 業 場 数									改 善 命 令 工 場 ・ 事 業 場 数										
		大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
淀川		129					115		135	379											
神崎川	上流	124					2			126											
	下流	189	26		66	210	241			732											
寝屋川		522	105		552			412	20	1,611	1	1		2 (1)							4 (1)
大阪市内河川			80							80		2 (2)									2 (2)
大和川	上流	426		12						438											
	下流	83	6	113						202											
泉州	上水潭	66								66											
	一般	573		633						1,206											
	臨海	198		373						571											
合 計		2,310	217	1,131	552	66	210	358	412	155	5,411	1	3 (2)		2 (1)						6 (3)

- (注) 1 立入検査工場・事業場数は延べ工場数である。  
 2 改善命令工場・事業場数の( )内は、併せて施設の一時停止命令を発した工場・事業場数で、内数である。

## 第2節 総量規制の導入

昭和46年に水質汚濁防止法が施行されて以来、公共用水域の水質はかなり改善されているものの大阪湾を含む瀬戸内海など広域的な閉鎖性水域においては、生活環境項目に係る環境基準の達成はなお困難な状況にある。このため、従来の濃度規制に加えて、今回、産業系を始めとして生活系等すべての汚濁源の負荷量（総量）を統一的かつ、効果的に削減することを目的に水質の総量規制が導入されることとなった。

この総量規制の対象となる水質汚濁項目（指定項目）としては、海域における有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）が瀬戸内海法により指定された。

### 第1 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定

水質総量規制制度の実施については、まず、水質汚濁防止法第4条の2の規定に基づき、国から府域における目標年度及び中間目標年度における化学的酸素要求量に係る削減目標量及びその削減の達成の方途を定めた「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」（昭和54年6月22日環水規第80号。内閣総理大臣通知）が示された。府では、この総量削減基本方針に基づいて、発生負荷量管理等調査及び特定事業場の排水の排水系統別の汚染状態及びその量の調査など各種の資料を活用するとともに、下水道等の関係部局と調整を図り、発生源別の現状排出量及び目標年度における削減目標量の算出を行うなど総量削減計画の策定準備を進めた。

昭和55年2月に、化学的酸素要求量に係る総量削減計画（案）を作成して市町村長の意見聴取を行うとともに府水質審議会に報告し、同年3月18日、内閣総理大臣の承認を受けた。この総量削減計画の概要は、表3-3-4のとおりである。

なお、昭和55年4月23日、同計画を公示した（大阪府告示第659号）。

表 3-3-4 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の概要

項目	概要						
	年度 負荷量等 区分	現状(昭54年度)		中間目標年度		目標年度	
		負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)
削減目標	生活系	169	65.3	161	64.1	148	63.8
	産業系	79	30.5	79	31.5	74	31.9
	その他	11	4.2	11	4.4	10	4.3
	合計	259	100.0	251	100.0	232	100.0
目標年度	目標年度(昭和59年度) 中間目標年度(昭和56年度)						
削減目標量 達成の方途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道の整備等               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下水道の整備と処理の高級化</li> <li>イ し尿処理施設の整備等</li> <li>ウ し尿浄化槽対策</li> </ul> </li> <li>② 総量規制基準を設定しその遵守を図る</li> <li>③ 小規模発生源対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活雑排水対策</li> <li>イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策</li> <li>ウ 畜産排水対策</li> </ul> </li> <li>④ その他の対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 底質汚泥の除去</li> <li>イ 監視体制の整備</li> <li>ウ 調査研究体制の整備</li> <li>エ 中小企業に対する助成措置</li> </ul> </li> </ul>						

## 第2 化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定等

### 1 総量規制基準の設定

総量削減計画においては、削減目標達成の方途の一つとして総量規制基準の設定を定めている。この総量規制基準は汚濁負荷量の許容限度を示すものであり、また、その規制対象となる工場・事業場は、一日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場(以下「指定地域内事業場」という。)である。汚濁負荷量の許容限度は、指定地域内事業場の排水のうち、事業活動その他の人の活動によって使用された水で汚濁負荷の加わるもの(以下「特定排水」という。)を対象とし、この特定排水の量に、知事が府域の実情に即して定める特定排水の汚染状態(COD濃度)を乗じ

て算出される。また、知事が定める特定排出水の汚染状態とは、既設工場及び新・増設工場について目標年度と中間目標年度における値を、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及び区分ごとの範囲」(昭和54年5月16日 環境庁告示第19号)に基づいて設定するものである。

この総量規制基準の設定については、府水質審議会に諮問し、専門委員会の調査検討を経て答申された内容に基づいて設定した。なお、総量規制基準設定にあたっての基本的事項として

- ① 新・増設工場については、高度な処理技術の導入が図られること。
- ② 府下の工場・事業場の実情を配慮し、環境庁告示の業種を更に区分した基準を設定すること。

について考慮し、更に将来の排水処理技術の水準、中小企業の負担能力及び水使用の合理化等についても配慮した。なお、化学的酸素要求量に係る総量規制基準は昭和55年5月21日に公示した(大阪府告示第814号)が、新・増設工場については昭和55年7月1日から、既設工場については昭和56年7月1日から適用されることとなっている。

## 2 汚濁負荷量の測定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場においては、汚濁負荷量を測定・記録することが義務づけられており、これに違反した場合は罰則が適用されることとなった。

これは、従来の濃度規制とは異なり、指定地域内事業場に対して遵守すべき許容限度として一日当たりの汚濁負荷量を割当てており、その遵守状況を適確には握するため、事業者には測定義務を課して、総量規制の実効を期すものである。従って、総量規制の実施に当たって、その根幹をなす測定方法については、国より「化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法」(昭和54年5月16日環境庁告示第20号)が示され、特に日平均排水量400 m<sup>3</sup>以上の指定地域内事業場については、水質自動計測器及び自動流量計等を設置して汚濁負荷量を測定することが義務づけられている。

しかし、指定地域内事業場の規模や排水系統の状況その他の事情により水質自動計測器等による特定排出水の汚染状態及びその量の計測が困難であると知事が認める場合には、別に知事の定める計測方法によることができることとされている。従って知事が認める場合の要件とその適用される計測方法は、国の考え方、他府県の状況及び関係工場・事業場の排水系統の状況等を調査するなど指定地域内事業場の実情を十分考

慮して定めることとした。なお、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関し知事が定める計測法は昭和55年6月9日に公示した（大阪府告示第911号）。

### 3 工場・事業場等に対する指導

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（昭和53年法律第68号。以下「改正法」という。）により導入された総量規制制度の円滑な運用を図るため、指定地域内事業場、関係機関等に対し、法改正内容について説明会を開催するとともに、規制内容のパンフレットを作成して総量規制への移行についての指導を行った。また、改正法附則第3条第1項の規定により排出水の排水系統別の汚染状態及びその量の届出が義務付けられたことに伴い、市町村の協力を得て届出指導を行った。更に、水質自動計測器等により汚濁負荷量の計測を行う指定地域内事業場については、この計測器の選定及び設置後の維持管理等新たな技術的対応が必要とされているところから、汚濁負荷量測定技術指針の作成準備を行った。

### 第3節 大阪湾の富栄養化防止対策の推進

#### 第1 磷及びその化合物に係る削減指導方針の作成

大阪湾を含む瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するためその要因物質の一つであるとされている磷の削減を図るため、瀬戸内海法によりその削減措置が講じられることとなった。

瀬戸内海法第12条の3第1項の規定に基づき、磷及びその化合物を指定物質とし、その削減については国から府域における削減目標及び目標年度を示した「磷及びその化合物に係る削減指導方針の策定」の指示があった（昭和54年7月13日環水規第100号環境庁長官指示）。

府では、これに基づいて磷及びその化合物に係る削減指導方針を作成することとし、瀬戸内海栄養塩類削減対策調査などの調査資料の活用を図るとともに、下水道等の関係部局と調整を図り、磷及びその化合物の発生源別の現状排水量のは握及び目標年度における削減目標量の算出を行った。

昭和55年2月、磷及びその化合物に係る削減指導方針（案）を作成して府水質審議会に報告するとともに同年3月国に報告した。

この指導方針の概要は表3-3-5のとおりである。

なお、昭和55年5月9日、同方針を公示した（大阪府告示第747号）。



表 3-3-5 <sup>りん</sup> 磷及びその化合物に係る削減指導方針の概要

項 目	概 要																						
削減の目標	<p>目標年度において公共用水域に排出される<sup>りん</sup> 磷の量を現状より減少させる。</p> <p>現状（昭和54年度）</p> <table border="1" data-bbox="311 413 953 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 413 426 456">排出量等</th> <th data-bbox="426 413 557 456">区分</th> <th data-bbox="557 413 688 456">生活系</th> <th data-bbox="688 413 819 456">産業系</th> <th data-bbox="819 413 950 456">その他</th> <th data-bbox="950 413 953 456">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 456 426 514">排出量 (トン/日)</td> <td data-bbox="426 456 557 514"></td> <td data-bbox="557 456 688 514">10.0</td> <td data-bbox="688 456 819 514">3.4</td> <td data-bbox="819 456 950 514">0.6</td> <td data-bbox="950 456 953 514">14.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 514 426 573">割合 (%)</td> <td data-bbox="426 514 557 573"></td> <td data-bbox="557 514 688 573">71.4</td> <td data-bbox="688 514 819 573">24.3</td> <td data-bbox="819 514 950 573">4.3</td> <td data-bbox="950 514 953 573">100.0</td> </tr> </tbody> </table>					排出量等	区分	生活系	産業系	その他	合 計	排出量 (トン/日)		10.0	3.4	0.6	14.0	割合 (%)		71.4	24.3	4.3	100.0
排出量等	区分	生活系	産業系	その他	合 計																		
排出量 (トン/日)		10.0	3.4	0.6	14.0																		
割合 (%)		71.4	24.3	4.3	100.0																		
目標年度	昭 和 59 年 度																						
削減の ための方途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活系に係る方途               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下水道の整備等</li> <li>イ し尿処理施設の整備</li> <li>ウ し尿浄化槽対策の促進</li> <li>エ 合成洗剤対策の実施（(注)第2参照）</li> </ul> </li> <li>② 産業系に係る方途               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 磷処理施設の導入指導</li> <li>イ 既設処理施設の維持管理の改善指導</li> <li>ウ 磷を含む副原材料等の転換等の指導</li> </ul> </li> <li>③ その他の方途               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 畜産排水についての指導</li> <li>イ 農業排水、魚類養殖についての指導</li> <li>ウ 汚泥のしゅんせつ</li> </ul> </li> <li>④ 啓もう指導</li> </ul>																						

## 第2 合成洗剤対策の実施

大阪湾の富栄養化の防止を目的に、生活排水中の<sup>りん</sup>の削減対策の一環として、一般家庭等において使用される合成洗剤中に含まれる<sup>りん</sup>を削減するため、昭和55年1月に、「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定した。

このため、大阪府は府民に対して洗剤の減量使用と石けん等<sup>りん</sup>を含まない洗剤の使用促進を図ることとして、広く府民運動として発展させるためリーフレット及びステッカー等を作成するとともに、各種広報媒体を通じて啓発・普及活動を行った。また、率先して府の施設において合成洗剤を使用しないこととした。一方、洗剤の製造・販売業者に対しては石けんの安定供給・定置販売等について要請を行った。更に、市町村との協力体制を確立するほか、消費者団体との連携を図りながら合成洗剤対策の一層の推進を期している。

## 第4節 下水道の整備

### 第1 第4次下水道整備5カ年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせて第1次下水道整備5カ年計画（昭和38～42年度）から逐次、第2次（昭和42～46年度）、第3次（昭和46～50年度）の計画を策定して、その整備を図ってきた。

これに続き、昭和51年度を初年度とする第4次下水道整備5カ年計画を策定し、流域下水道、公共下水道等の整備促進に努めており、昭和54年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では97.8%、大阪市域を除く府下の地域では31.2%で、府全域では52.4%となり、前年度から0.7ポイントの進ちよくをみせている。

同計画の目標年次である昭和55年度には60%の普及率を目標としているが、大阪市域を除く府下の地域における普及率を引き上げ、水質汚濁に係る環境基準を達成するためには、更に積極的に下水道の整備を図っていく必要がある（表3-3-6）。

表3-3-6 第4次下水道整備5カ年計画による普及状況（処理人口普及率：%）

区分	年度	昭51	52	53	54	55(目標年度)
大阪市域		95.0	96.1	97.3	97.8	98.4
大阪市を除く府域		26.6	28.3	29.6	31.2	41.0
府全域		49.0	50.6	51.7	52.4	60.0

### 第2 下水道の整備事業

#### 1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図3-3-1）。

昭和54年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域

寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費398億6,535万円）を実施した（表3-3-7）。

図3-3-1 府が事業実施している流域下水道の区域

(昭和55年3月31日現在)

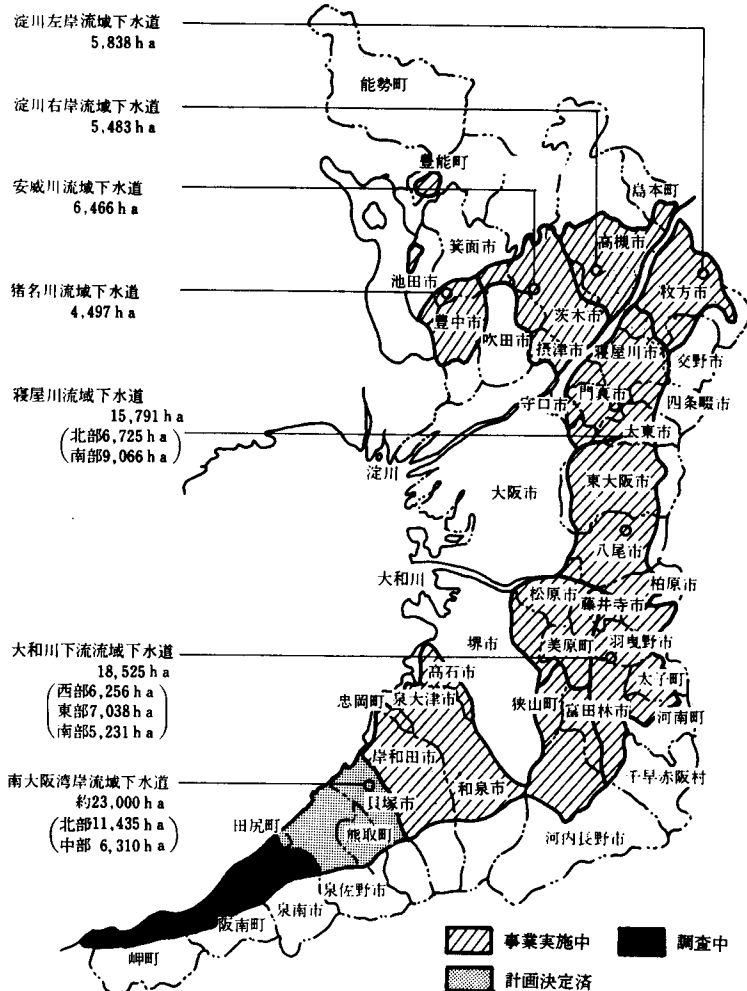


表3-3-1-1 流域下水道事業全体計画

(昭和55年3月31日現在)

区分	流域名	川										合 計				
		猪名川	安威川	淀川右岸	淀川左岸	榊屋川	大和川	和川	下川	流部	南大		東部	中部		
全体	区域面積 (ha) (10,487)	6,466	5,483	5,838	6,725	9,066	6,256	7,038	5,231	11,435	6,310	74,345 (76,600)				
事業	管理延長 (km) (128.0)	61.0	56.0	69.2	59.0	95.0	51.1	32.1	37.4	55.8	30.9	613.0 (639.3)				
計画	業ポンプ場 (カ所) (45.8)	40.7	36.8	21.6	56.2	67.8	50.8	54.7	20.4	54.6	19.4	452.7 (471.7)				
画面	容処理場 (カ所)	—	1	1	9	9	1	2	3	2	—	32 (35)				
昭和	容処理水量 (t/日) (844,500)	562,500	450,000	522,000	236,000	285,000	522,000	328,000	193,000	630,000	382,000	4,513,180 (4,769,180)				
54	管理延長 (km)	17.4	2.4	0.4	35.1	25.7	4.4	2.2	0	3.9	—	113.5				
年度	業ポンプ場 (カ所)	—	1	0	9	8	0	0	0	1	0	—				
まで	容処理場 (カ所)	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—				
現	業業費 (億円)	202	222	79	416	493	148	119	11	150	—	2,206				
況	処理能力 (t/日) (165,500)	40,000	27,600	0	86,000	171,000	0	0	0	30,000	0	459,000				
現	処理人口 (人) (278,000)	90,000	86,000	0	215,000	570,000	0	0	0	72,000	0	1,207,000				
間	豊中市、池田市、箕面市、豊能町	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市	高槻市、茨木市、高槻市、箕面市	枚方市、交野市	大阪市、守口市、門真市、東淀川区、大東市、八尾市、和泉市、藤井寺市	大阪市、東大阪市、八尾市、尾花市、和泉市、藤井寺市	大阪市、松原市、堺市、羽曳野市、八尾市、津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉南市、能取町、田尻町	富田林市、河内長野市、河内東野市	富田林市、河内山手町、美原町	計 5市 3町	計 7市 2町	計 5市 3町	計 2市 1町	計 6市 1町	計 4市 2町	(31) 31市 (11) 9町
処理開始年月	昭和41年4月	昭和45年3月	昭和44年7月	昭和44年7月	昭和47年7月	昭和47年7月	昭和47年7月	昭和47年7月	昭和42年12月	昭和42年12月	昭和42年12月	昭和42年12月	昭和42年12月	昭和42年12月	昭和42年12月	( ) 昭和年通として実施
備考	40年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	39年度より調査	39年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	41年度より調査	45年度より調査	45年度より調査	45年度より調査
備	41年度より事業実施中	42年度より事業実施中	45年度より事業実施中	46年度より事業実施中	45年度より事業実施中	40年度より事業実施中	41年度より事業実施中	45年度より事業実施中	41年度より事業実施中	49年度より事業実施中	49年度より事業実施中	49年度より事業実施中	48年度より事業実施中	48年度より事業実施中	48年度より事業実施中	(一部を公共水道として42年度より実施)

(注) 1「猪名川」欄の( )内は兵庫県の合併分を示す。  
2「合計」欄の( )内は南大阪両府南郡を含む。

## 2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和54年度においては、大阪市ほか26市4町1組合及び府企業局で総額 802 億円（うち府補助金 8 億 6,800 万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和54年度末の府域における下水道の普及状況（行政区内人口に対する比率）は、処理人口については52.4%であるが、大阪市（97.8%）を除けば、31.2%にとどまっている。また、排水人口については53.5%であり、大阪市（97.8%）を除くと33.0%である（図3-3-2及び図3-3-3）。

図3-3-2 公共下水道普及状況（昭和55年3月31日現在）

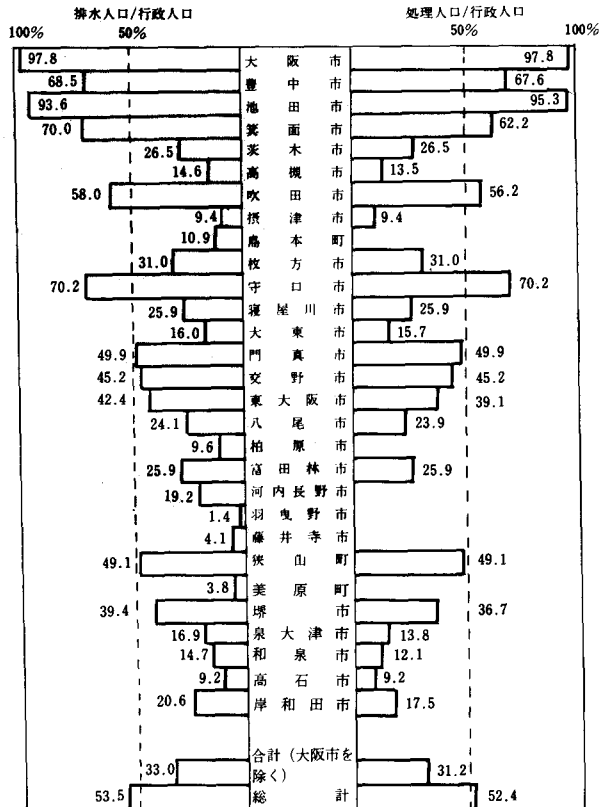
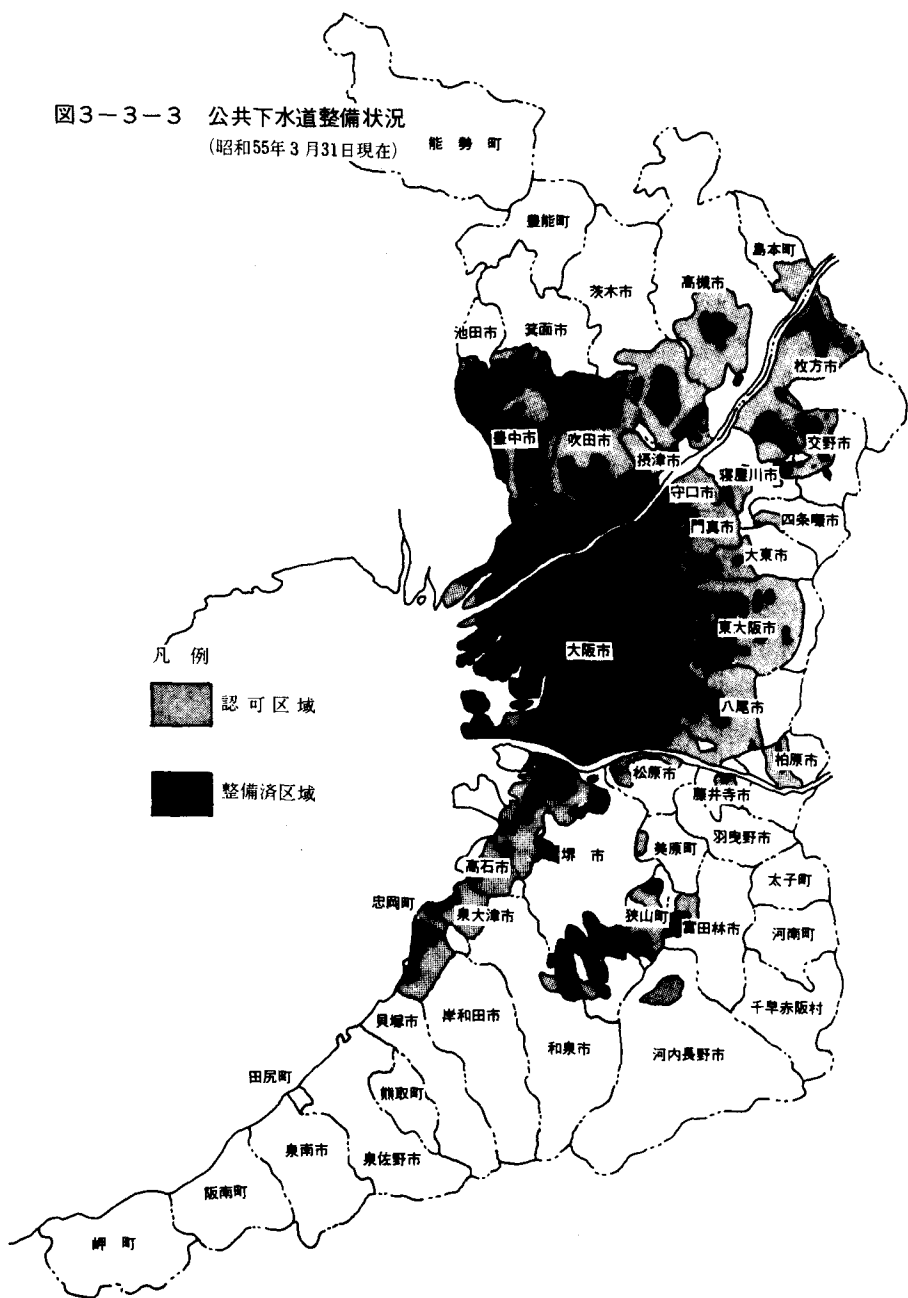


図3-3-3 公共下水道整備状況  
(昭和55年3月31日現在)



### 3 都市下水道

都市下水道は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和54年度においては、高槻市を始め13市1町1組合において総額31億9,150万円で26水路について都市下水道整備事業が実施された。

### 4 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和54年度には池田市において総額 3 億9,600 万円で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

## 第5節 河川、港湾等の浄化

### 1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚では、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和54年度において神崎川、第二寝屋川の汚でん約3万5,000㎡をしゅんせつし、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行ったほか、東横堀川浄化施設及び今川導水路の建設事業を促進した。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

さらに、府民に意識の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（7,000枚）の配布等を行った。

### 2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた（表3-3-8）。



表3-3-8 港湾浄化事業実施状況 (昭和54年度)

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バラ ス ト	ビ ル ジ	コレクトオイル	合 計
隻 数	4	91	23	118
処理量 (㎡)	14.0	274.0	134.8	422.8

(2) じんかいの処理実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 泊 寺 地	浜 水 寺 路	大 泊 津 地	大津南地	防 堤 波 外	合 計
出 動 回 数	78	81	87	25	14	13	16	4	318
回 収 量 (㎡)	688	270	140	85	2	29	44	9	1,267

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和54年度には泉北7区の先端公園及び阪南1区の緑地の建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った。(表3-3-9)。

表3-3-9 緑地整備の進捗よく率

地 区		全 体 計 画 (48~55)	昭和53年度まで の実績	昭 和 54 年 度	昭和54年度まで の進捗よく率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590㎡	2,590㎡	—	100%
	泉北4区	3,670	3,670	—	100
	泉北5区	50,900	28,685	0㎡	56
	泉北6区	53,340	0	0	0
	泉北7区	64,400	28,783	3,916	51
	計	174,900	63,728	3,916	39
阪 南 港	阪南1区	120,000	17,642	3,743	18
	岸和田地区	1,500	1,500	—	100
	忠岡地区	7,300	7,300	—	100
	木材地区	6,550	6,550	—	100
	計	135,350	32,992	3,743	27
合 計		310,250	96,720	7,659	34

#### 4 浄水場の沈でん汚でい処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚でいの処理を実施しており、昭和54年度においては、各浄水場において沈でん汚でい約8万2,300トンの処理を行った(表3-3-10)。

表3-3-10 浄水場沈でん汚でい処理状況(昭和54年度)

(単位:トン)

浄水場名	村野	庭窪	大庭	三島	計
処理量	61,699	5,668	13,435	1,499	82,301

### 第6節 公共用水域の監視等

#### 第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づく河川及び海域の昭和54年度における水質測定については、府域の主要79河川113地点(基準点80、準基準点33)及び大阪湾海域15地点(全て基準点)に測定地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視を行った。

また、海域の底質測定については大阪湾海域に9地点の測定地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

なお、昭和55年度の測定計画については、府水質審議会の答申「昭和55年度公共用水域の水質測定計画について」(昭和55年2月27日諮問、同日答申)に基づき、昭和54年度に比べて14河川20地点、大阪湾海域6地点を新たに準基準点として追加し、さらに充実に努めた(表3-3-11)。

表3-3-11 公共用水域の水質測定計画（昭和55年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区分	水域	測定地点 の区分	測定機関								合計			
			大阪府	近畿地方 建設局	大阪市	堺市	東大阪市	吹田市	八尾市	高槻市		枚方市	豊中市	
水  河  質  測  川  定	淀川水域	基準点		8						3	3		14	
		準基準点								2	3		5	
		合計		8						5	6		19	
	神崎川水域	基準点	10	3									1	14
		準基準点	5					3		1			2	11
		合計	15	3				3		1			3	25
	寝屋川水域	基準点	5		1		1							7
		準基準点	1		4		3		4		1			13
		合計	6		5		4		4		1			20
	大阪市内 河川水域	基準点			11									11
		準基準点			1									1
		合計			12									12
	大和川水域	基準点	5	5		1								11
		準基準点	1			2								3
		合計	6	5		3								14
泉州諸河川 水域	基準点	22			1								23	
	準基準点	10			10								20	
	合計	32			11								43	
河川計	基準点	42	16	12	2	1			3	3	1		80	
	準基準点	17		5	12	3	3	4	3	4	2		53	
	合計	59	16	17	14	4	3	4	6	7	3		133	
海域	大阪湾	基準点	15										15	
		準基準点			6								6	
		合計	15		6								21	
底質測定	海域	大阪湾	測定点	9									9	

(2) 測定回数表

区分		生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	
			健康項目A	健康項目B		
水質測定	河川	基準点(A)	年12回以上	年12回以上	年2回以上	年2回以上
		基準点(B)		年4回以上	年1回以上	年1回以上
	通目測定点	年1回以上(各1回について、2時間おき13回採水分析する。)				
	準基準点(C)	年4回以上	年4回以上	年1回以上	年1回以上	
	海域	基準点(S)	年12回以上	年2回以上	年1回以上	年2回以上
		準基準点(T)	年4回以上	年4回以上	年1回以上	年1回以上
	底質測定	海域		年2回以上	年1回以上	年1回以上

第2 水質自動監視所による監視・測定

河川水質の自動監視・測定を行うため、府では昭和45年度に淀川（摂津市一津屋）に、また、昭和54年度には、総量規制の導入に併せて自動監視体制の整備を図るため、安威川（大阪市東淀川区）に水質自動監視所を設置した。

このほか、大阪市では昭和45年度から50年度にかけて計10地点、堺市では昭和54年度に石津川（堺市浜寺石津）に、茨木市では昭和46年度に安威川流域に1地点、また、国（近畿地方建設局）においては昭和45年度から昭和47年度の間に計6地点に設置し、現在20地点で水質自動監視所が稼働している（表3-3-12及び図3-3-4）。

測定項目については、測定地点により異なるが、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、導電率、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、酸化還元電位（ORP）、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

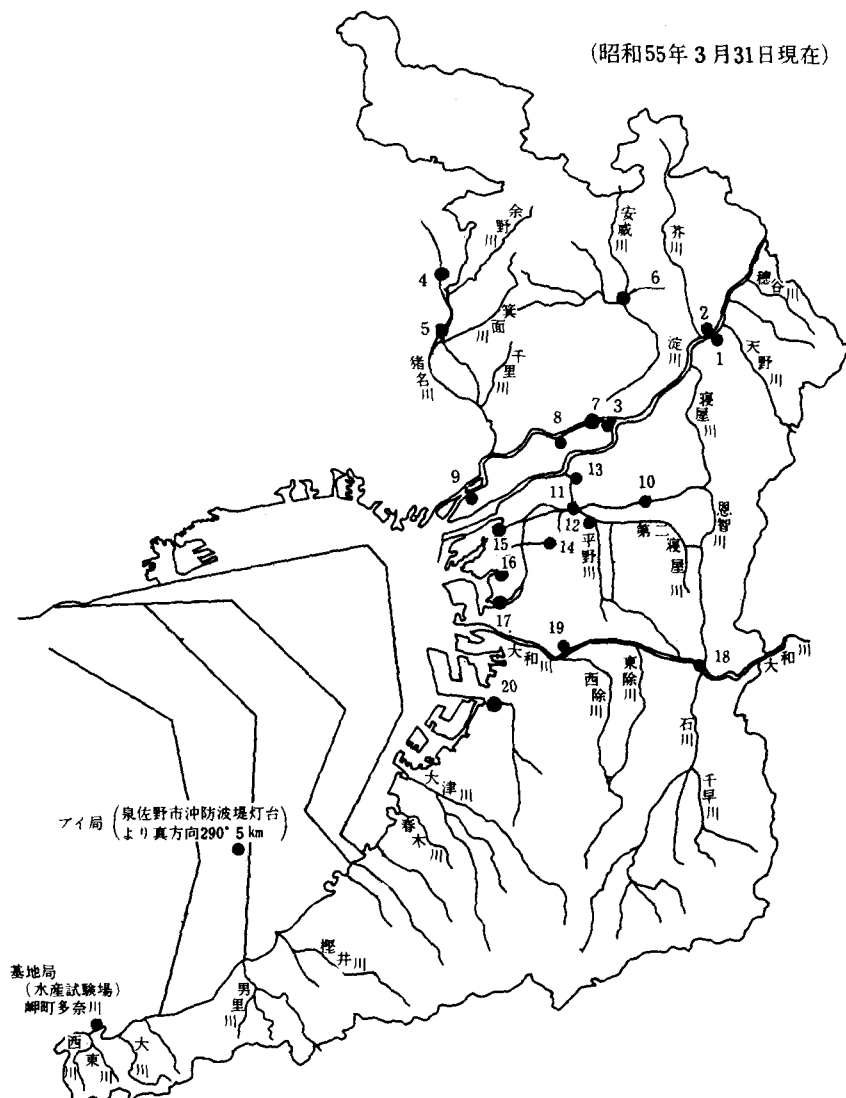
表3-3-12 水質自動監視所の設置状況

（昭和55年3月31日現在）

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目									
					水温	pH	DO	濁度	導電率	COD	TOC	シアン	ORP	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○			○		○
2	〃	〃 右岸	〃	〃	○	○	○	○	○			○		○
3	〃	摂津市一津屋右岸	大阪府	〃	○	○	○	○	○		○	○		
4	猪名川	銀橋	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○					○
5	〃	軍行橋	〃	46	○	○	○	○	○	○		○		○
6	安威川	西河原橋	茨木市	〃	○	○	○	○	○					
7	〃	神合流点直前	大阪府	54	○	○	○	○	○	○		○		
8	神崎川	下新庄	大阪市	〃	○	○	○	○	○	○			○	
9	〃	出来島	〃	〃	○	○	○	○		○				
10	寝屋川	今津橋	〃	45	○	○	○	○	○	○				
11	〃	京橋	〃	48	○	○	○	○	○	○			○	
12	平野川	衛門橋	〃	47	○	○	○	○	○	○			○	
13	大川	毛馬橋	〃	50	○	○	○	○	○	○			○	
14	道頓堀川	大黒橋	〃	45	○	○	○	○	○	○			○	
15	安治川	安治川大橋	〃	47	○	○	○	○	○	○			○	
16	尻無川	河口	〃	49	○	○	○	○		○				
17	木津川	千本松渡	〃	48	○	○	○	○	○	○			○	
18	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○			○		
19	〃	浅香	〃	47	○	○	○	○	○	○			○	
20	石津川	浜寺石津	堺市	54	○	○	○	○	○	○				

（注）上表の7及び20の水質自動監視所については、昭和54年度は稼働していない。

図3-3-4 水質自動監視所設置現況図



(注) 図中の番号は表3-3-12の番号に対応する。

### 第3 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府県市との協議

#### 1 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海沿岸13府県4政令市（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、京都市、大阪市、神戸市及び北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和54年度（第9回会議）において、瀬戸内海の環境保全を図り人間性豊かな生活ゾーンの実現をめざすため主に下水道の整備について意見交換を行った。

また、関係各省及び国会に対して、①水質浄化対策事業の促進 ②富栄養化・赤潮対策の確立 ③合成洗剤中の<sup>POA</sup>の削減 ④下水道の整備の重点的促進 ⑤廃棄物処理対策の推進 ⑥埋立てに関する環境影響評価の確立 ⑦船舶航行の安全対策の強化 ⑧自然海浜の保全等の推進 ⑨瀬戸内海環境科学総合研究所（仮称）の設置 ⑩瀬戸内海の環境保全にかかる財政上の特別措置、について要望を行った。

#### 2 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾の水質汚濁の防止を図るため大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和54年度（第8回総会）において、①下水道の整備促進 ②赤潮防止対策の推進 ③廃棄物の処理対策の推進 ④海面、海底及び河川の清掃事業の推進 ⑤海浜の保全等の推進 ⑥水質総量規制の推進、について協議を行い、関係各省及び国会への要望を行った。

#### 3 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪湾の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪湾海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。